

福祉避難所の指定への御協力をお願い

市では、災害への事前の備えとして、指定避難所での避難生活に支障をきたす高齢者、障がい者等の要配慮者を対象とした「福祉避難所」の指定を推進しております。

福祉避難所には、見守りにより生活ができる方のための「市福祉避難所」と、より専門的な支援が必要な方のための「施設福祉避難所」の２種類があり、現在、市福祉避難所は公共施設４箇所、施設福祉避難所は市と協定を締結した民間の社会福祉施設 71 施設を指定しております。

福祉避難所は、災害発生時、一般の避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく二次的な避難所と位置付けており、施設福祉避難所については、発災時の施設の被災状況等を確認しながら開設の打診をさせていただきますが、大規模災害時には、福祉避難所が不足することも予想されます。

福祉避難所は、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っていることから、事業者の皆様におかれましては、福祉避難所の指定について御検討くださいますようお願い申し上げます。

1. 主な福祉避難所指定の基準

- ① 土砂災害危険箇所区域及び津波浸水想定区域の外に位置すること
- ② 耐震・耐火構造でバリアフリー化された建物であること
- ③ 生活相談員等を配置し、避難者が避難所生活に関して相談・助言・その他の支援を受けられる体制があること

2. 福祉避難所の開設、要配慮者移送までの流れや業務内容

詳細は、「八戸市福祉避難所開設・運営マニュアル〔施設福祉避難所向け〕」に記載しており、随時、提供しております。また、市ホームページにも掲載しております（下記 QR か、八戸市ホームページで「福祉避難所」と検索ください）。

3. 福祉避難所の指定までの手続き

事業所と市とで「福祉避難所の確保に関する協定」を締結いたします。随時、ご説明をさせていただきます。

【担当】 八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ（別館 7 階）

電話 0178-43-9258 FAX 0178-47-0746

メール fukushiseisaku@city.hachinohe.aomori.jp



八戸市ホームページ